都内避難者の皆様への

定期便



都内に避難されている皆様へ、東京都からのお知らせをお送りします。

今月のお知らせ

今月は、都営住宅募集のお知らせや、全国避難者情報システム等の届出のご案内のほか、 しほたん通信を同封しています。しほたん通信では、相続登記申請の義務化等を紹介して います。

- ~都内避難者支援課からのお願い~ _{定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。}
- ■「定期便の送付先変更や送付停止」について ⇒都内避難者電話相談窓□

0120-978-885(フリーダイヤル)

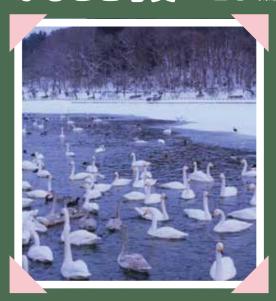
受付時間 平日9時30分~17時

- ■「定期便の内容」について
 - ⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時~17時

ふるさと写真〜岩手編〜



岩手県「高松の池(高松公園)」

白鳥の飛来地として有名な、岩手県盛岡市の高松公園 にある高松の池。

1月のピーク時には600羽を越える白鳥が飛来し、5月頃まで越冬します。

湖にいる優雅な白鳥を間近で見ることができる人気のスポットのひとつです。

「いわいどりのチキンカツ」 東京都復興応援ランチ (**) より

「いわいどり」は岩手県南部の磐井地方で育てられた鶏で、豊かな自然が生み出すきれいな空気に水、また、独自の配合飼料によって鮮度の高い健康な鶏に育つそうです。チキンカツ以外にも様々な料理との相性抜群です。



※令和4年度の東京都復興応援ランチは、令和5年3月8日から同月14日まで、都庁第一本庁舎32階職員食堂及び第二本庁舎4階職員食堂にて実施されました。



東京都

県が発行している情報紙のご案内



岩手県「いわて復興だより」

お問い合わせ

●岩手県復興推進課

019-629-6945

●電子版URL

https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/fukkounougoki/dayori/1002315/index.html





宮城県「みやぎ県政だより」

お問い合わせ

宮城県総務部広報課

022-211-2283

●電子版URL

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kohou/kenseidayori.html





福島県「ふくしまの今が分かる新聞」

お問い合わせ

福島県避難者支援課

024-523-4250

●電子版URL

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-wakarusinbun.html



東京都からの定期便や各種支援情報につきまして

定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

検索

http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html



被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。 復興支援対策部のアカウント https://twitter.com/tocho_fukko



都内避難者電話相談窓口

相談無料 秘密厳守

で抱えていませんか

わたしたちに、お気軽にご相談ください。 あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

50 0120-978-885

象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方 対

受付時間 平日 9時30分~17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口(福島県委託)もあります

医療ネットワーク支援センター 203-6911-0584

メール: soudan@medical-bank.org 受付時間:平日17時~20時30分

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

ふくしまの今とつながる相談室 toiro 🔯 024-573-2731

毎週 月・水・金曜日 9時~17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県 復興・危機管理部 復興支援・伝承課 🌣 022-211-2424

月~金曜日 8時30分~17時15分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて被災者支援センター サブセンター ☎ 019-601-7640

月~金曜日 9時~17時 ※祝日・年末年始を除く

発行 東京都総務局復興支援対策部

東日本大震災により避難されている皆さまへのお願い

- 全国避難者情報システム等の届出について-

▶引っ越しをされたら手続きが必要です

- ・同じ区市町村内へ転居される場合でも、「全国避難者情報システム」の手続きが必要です。
- ・住民票の手続きをされた場合でも、それとは別に「全国避難者情報システム」の手続きをお願いします。 ■

手続き方法は、

下記の2か所に届け出が必要です。

手続きの詳細は、各区市町村の窓口にお問い合わせください。

- (1)転居前にお住まいだった区市町村の窓口
- (2)新たにお住まいになる区市町村の窓口

例えば、福島県浪江町から避難し、新宿区 の応急仮設住宅に入居していたが、退去 し、世田谷区へ転居した場合。

⇒新宿区と世田谷区へ届け出が必要となります。

まずは、各窓口へお問い合わせください。

▶全国避難者情報システムに登録をしておくと

- ○避難元の県・市町村から登録された所在地あてに、様々なお知らせを送ることができます。
- ○現在お住まいの区市町村での、避難者の方々に向けた支援に役立てられます。

▶避難を終えた場合(定住・帰郷など)

全国避難者情報システムの登録解除の手続きが必要です。

避難先の区市町村窓口及び避難元の市町村窓口へ届け出てください。詳細は、避難先区市町村窓口へお問い合わせください。

▶原発避難者特例法に基づく届出も 手続きが必要です(※対象地域の方のみ)

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

住所が変わられた場合は、その都度、避難元の市町村窓口へ届け出てください。

詳細は、避難元市町村窓口へお問い合わせください。



全国避難者情報システムは、避難されている方への支援を目的としています。 お住まいの住所や現状等に変更がありましたら、必ず届け出下さいますよう、 皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

東京都総務局復興支援対策部都内避難者支援課

電 話 03(5388)2384

受 付 時 間 平日9時から17時まで

都内避難者支援課HP https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html



都営住宅における毎月募集 (東日本大震災被災者等) のご案内

平成30年1月以降、毎月中旬頃、若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者(定期使用住宅)等、一般世帯(家族向・単身者向)に加え、<u>東日本大震災被災者の方を対象とした募集</u>を行っています。つきましては、4月に実施する募集についてお知らせします。

1 募集戸数 400戸

※400戸のうち、一部は「若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む。)向け」及び「結婚予定者向け」に募集

2 申込受付期間 令和5年4月17日(月曜日)~4月28日(金曜日) (申込書のダウンロードは4月24日まで) 郵送受付は、問合せ先に18時00分必着

3 主な申込資格

- ((1)~(3)のいずれか及び(4)(5)に該当すること)
- (1) 東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方
- (2) 福島県東京電力原子力事故による居住制限者
- (3) 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難、一部避難)
- (4) 所得が定められた基準内であること
- (5) その他都営住宅の入居資格にあてはまること

4 申込方法

申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。また、オンラインでの申込みも可能です。

なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。

- 都庁第二本庁舎13階中央募集相談窓口
- 東京都住宅供給公社(都営住宅募集センター・各窓口センター)
- 東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時(土・日・祝日を除く)】 URL https://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/

~都営住宅の要件に当てはまらない方は~

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。 お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口 専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2023年4月1日

1 都営住宅(家族向・単身者向 年4回定期募集)

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
5月8日(月) ~22日(月) 申込書配布は 5月16日(火) まで	家族向・単身者向等(抽せん方式)	募集期間(土・日を除く)に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布しま	募集の概要については、 広報東京都(募集月の 前月末頃に新聞折込で 配布)、テレホンサービ ス、公社HP(募集月の
8月上旬	家族向(ポイント方式)	す。また、同期間中公社HP	前月下旬に掲載)でお知
	単身者向・シルバーピア(抽せん方式)	│からダウンロードすることも │できます。	らせします。
11月上旬	家族向・単身者向等(抽せん方式)		
2月上旬	家族向(ポイント方式)		
	単身者向・シルバーピア(抽せん方式)		

[※]抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集 案内でお確かめください。

2 都営住宅(家族向・単身者向 毎月募集)

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬	一般世帯(家族向・単身者向)、若年夫婦・子育て世帯、東日本大震災被災	配布は行っておりません。募集日程の間でのみダウンロー	公社HP(<u>募集日程は毎</u>
	│ <u>者</u> 、定期使用住宅入居後5年経過世 │帯、事業再建者(定期使用住宅)	ドをすることができます。 	<u>月5日頃公表</u>)でお知ら せします。

3 都営住宅(家族向 随時募集)

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。	都営住宅入居者募集サイトからお申込みください。	募集の概要
のなかった多摩地域	定期募集及び毎月募集で申込み のなかった多摩地域にある都営	都営住宅入居者募集サイト 検索	については、 公社HPで
	住宅の一部になります。	なお、電話でも受け付けます。 随時募集専用ダイヤル ☎ 03-5467-9266	ご確認くだ さい。

4 都民住宅募集

住宅の種類	募集時期	募集方式	問い合わせ先
東京都施行型	随時(詳しくは公社HPで ご確認下さい) ※令和4年から東京都施行型 都民住宅入居者募集はすべ て先着順募集で行います。	先着順	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎ 03-3498-8894
公社施行型 公社借上型	随時(詳しくは公社HPで ご確認下さい)	先着順	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2F ☎03-3409-2244

- ◎東京都住宅供給公社HP https://www.to-kousya.or.jp/
- ◎テレホンサービス 03-6418-5571 プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれません。

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記ま でお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口 専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

東京司法書士会



令和5年4月号

しほたん通信

東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けて まいります。今回は相続登記の義務化の情報をお届けします。

ご存じですか?相続登記の申請が義務化されます!

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務化されます。自分のために「相続の開始があったことを知り、かつ、不動産の所有権を取得したことを知った日」から3年以内に相続の登記を申請しなければならなくなりました。正当な理由ないにもかかわらず、申請をしなかった場合には、10万円以下の過料に処せられることもあります。申請の義務化までは1年ありますが、相続登記をされていない場合には、早めに相続登記を申請することをお勧めします。

また、同日に、相続人申告登記制度も新設されます。これは、登記簿上の所有者につき相続が開始したことと自分がその相続人であることを申し出る制度です。この申出をすることで、相続人の住所及び氏名が登記され、前述の申請義務を履行したものとみなされます。詳しいことは、最寄りの司法書士にお尋ねください。

面談による相談(予約制)

●東京司法書士会総合相談センター(四谷・月曜~金曜 午後2時~3時40分)

ご予約電話番号: 03-3353-9205

予約受付時間:平日午前9時~12時、午後1時~5時

場所:東京都新宿区四谷本塩町 4-37(JR·東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

●三多摩総合相談センター(立川・土曜 午後1時~4時)

ご予約電話番号: 042-548-3933

予約受付時間:平日午前10時~午後4時

場所:東京都立川市曙町 2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

新型コロナウィルス感染拡大防止のため相談会の実施時間、方法等を変更する場合があります。

詳しくは東京司法書士会ホームページをご覧ください。

電話による相談

電話番号: 03-3353-2700

相談時間:平日午前10時~午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

東日本大震災津波で被災された皆さま

いわて被災者支援センターでは、お困りごとを電話や面談、個別訪問などでお聞きし、 ご希望に応じて、専門家や関係機関(市町村や社会福祉協議会など)と連携しながら、生 活再建に向けたお手伝いをします。

ひとりで悩まず、一緒に解決方法をみつけていきませんか。



仕事がうまくいかず、 家賃や住宅ローンの 支払いが大変。



収入が減り、家計を見 直したい。



家庭問題等どこから 解決していけばいい かわからない。



ひとり暮らしで、こん なこと、どこに相談し てよいかわからない。

電話・来所・訪問

まずはお気軽にご相談ください!

このような支援が受けられます

- ■弁護士無料相談(予約制)
- ■相談支援員によるサポート
- ■ファイナンシャル・プランナー無料個別相談(予約制)

いわて

被災者支援センター

〒026-0024 釜石市大町 2-4-7

TEL 0193-30-1034

080-9634-6650

FAX 0193-30-1034

〒020-0063 盛岡市材木町 3-5

(サプセンター) ※

※内陸や県外にお住まい の方はこちらへ

TEL

() () () () () ()

019-601-7640 019-601-7641

●ホテルメトロボリタン

北朝

北上川

●光原社

いわて被災者支援センター

Web: http://sumaiansin.net Mail:

Mail: info@sumaiansin.net

受付: 月曜日~金曜日 9:00~17:00 (土日祝日、12/29~1/3 を除く)

※当センターは、岩手県からの委託により認定特定非営利活動法人インクルいわてが運営しています。